

かしょう ちょうふししゅわげんごじょうれい あん (仮称) 調布市手話言語条例 (案)

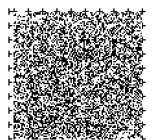
(わかりやすい版)^{ばん}

これは、^{ちょうふししゅわげんごじょうれい} 調布市手話言語条例 (案) ^{あん} の内容 ^{ないよう} をわかりやすい言葉 ^{ことば} で説明 ^{せつめい} したものです。

^{しゅわ} 手話は、もの ^{なまえ} の名前や ^{いみ} 意味を、^て 手、^{ゆび} 指、^{からだ} 体、^{かお} 顔などの ^{うごき} 動きで ^め 目に見 ^み えるように ^{げんご} あらわす言語 (たくさんの言葉の集まり) です。

しかし、^{しゅわ} 手話については、まだよく ^し 知らない ^{ひと} 人がたくさんいます。

^{しゅわ} 手話についても ^{ひと} もっと ^し たくさんの人 ^{しゅわ} に ^{じぶん} 知ってもらい、手話を ^{げんご} 自分 ^{つか} の ^{ひと} 言語として ^{けんり} 使っている人の ^{まも} 権利を守り、^{いっしょ} みんなが ^く 一緒に暮らして ^{じょうれい} けるように、この ^{じょうれい} 条例をつくれます。



だい じょう じょうれい もくひょう 第1条 (この条例の目標)

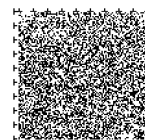
しゅわ げんご し ひろ ひつよう
手話という言語をみんなに知ってもらい、広めていくために必要
なことを決め、しゅわ じぶん げんご つか ひと あんしん
手話を自分の言語として使っている人が安心して
く
暮らしていけるようにすることを目標にします。

だい じょう ことば いみ 第2条 (言葉の意味)

じょうれい つぎ いみ ことば つか
この条例では、次の意味で言葉を使います。

- しみん ちょうふし す ひと ちょうふし はたら ひと ちょうふし
・ 市民…調布市に住んでいる人、調布市で働く人、調布市にある
がっこう かよ ひと
学校に通っている人などのことです。

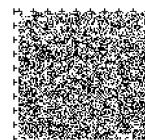
- じぎょうしゃ ちょうふし みせ さーびす ちょうふし
・ 事業者…調布市にあるお店や、いろいろなサービスを調布市で
おこな ひと
行っている人たちのことです。



だい じょう たいせつ 第3条 (大切にすること)

しゅわ げんご し ひろ
手話という言葉語をみんなに知ってもらい、広めていくために、こ
じょうれい つぎ たいせつ
の条例では次のことを大切にします。

- しゅわ にほんご べつ ひと げんご
・手話は、日本語とは別の一つの言語です。
- しゅわ つか ひと けんり たいせつ
・手話を使っている人の権利を大切にします。
- しゅわ ひと し いっしょ
・手話をたくさんの人に知ってもらうことは、みんなが一緒に
く しゃかい ひつよう
暮らしていける社会をつくるために必要なことです。
- しゅわ つか ひと はたら かつどう さんか
・手話を使っている人が働いたり、いろいろな活動に参加したり
く しゅわ つか ひつよう
するためには、暮らしのどこでも手話が使えることが必要です。



だい じょう し せきにん 第4条 (市の責任)

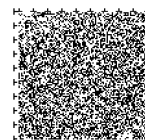
ちょうふし ひと だんたい きょうりょく しゅわ
調布市は、いろいろな人や団体と協力しながら、手話をたくさ
んの人に知ってもらい、手話を広め、手話を使いやすくするための
とりくみ すす
取組を進めます。

だい じょう しみん 第5条 (市民がすること)

しみん ちょうふし いっしょ じょうれい たいせつ いっしょ
市民は、調布市と一緒に、この条例を大切にし、みんなが一緒に
く しゃかい めざ
暮らしていける社会をつくることを目指します。

だい じょう じぎょうしゃ 第6条 (事業者がすること)

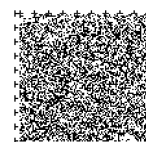
じぎょうしゃ ちょうふし いっしょ じょうれい たいせつ しゅわ つか
事業者は、調布市と一緒に、この条例を大切にし、手話を使って
ひと く しゃかい めざ
いる人が暮らしやすい社会をつくることを目指します。



第7条 (市がやっていくこと)

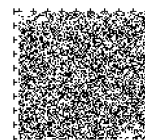
調布市は、次のことに取り組みます。

- (1) 手話をたくさんの人に知ってもらい、広めていくこと
- (2) 学校や社会で手話について勉強できるようにすること
- (3) 手話の勉強について相談できるようにすること
- (4) 調布市の職員が手話について知り、勉強すること



(5) ^{しゅわ}つうやく ^{しゅわ} にほんご ^{にほんご} ^{しゅわ}
手話通訳（手話を日本語にしたり，日本語を手話にしたりす
る人）を使いやすいくすること

(6) ^{しゅわ}つうやく ^{ひと} ^ふ ^{ちから} ^{たか}
手話通訳をする人を増やし，力を高めること



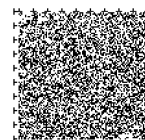
(7) ^{しゅわ} ^{つか} 手話を使っている人が ^{ひと} ^{はたら} 働くときに ^{しゅわ} ^{つか} 手話を使いやすくすること

(8) ^{じしん} ^{おおあめ} ^{こうずい} 地震や大雨, 洪水のときに ^{しゅわ} ^{つか} 手話を使っている人が ^{ひと} ^{じょうほう} ^し 情報を知り, ^{たす} 助けてもらいやすくすること

(9) ^し ^{さーびす} ^{てつづき} 市のサービスや手続について, ^{しゅわ} ^し 手話でも知ったり, ^{りよう} 利用したりできるようにすること

(10) ^{ほか} ^く その他に, 暮らしのいろいろな ^{ばめん} ^{しゅわ} ^{つか} 場面で手話を使いやすくすること

^{ちようふし} 調布市は, これらのこと ^と ^く に取り組んでいくときに, ^{しゅわ} ^{つか} 手話を使っている人 ^{ひと} ^{しゅわ} ^{つうやく} や手話通訳をする人 ^{ひと} ^{いけん} ^き の意見を聴くようにします。



だい じょう し おかね
第8条 (市のお金)

ちょうふし しゅわ とりくみ すす ひつよう かね じゅんび
調布市は、手話についての取組を進めるために、必要なお金を準備
します。

だい じょう ほか
第9条 (その他のこと)

ほか じょうれい ひつよう ちょうふしちょう き
その他にこの条例に必要なことは、調布市長が決めます。

